

碧南市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A 【平成28年9月6日】

No.	種別		質問	回答
1	全般	指定	現在の介護予防通所介護・介護予防訪問介護については、「みなし指定」となるが新たな手続きは必要ないのか。	現在の介護予防通所介護・介護予防訪問介護については、介護予防・生活支援サービス事業では「現行相当のサービス」となり「みなし指定」の取り扱いとなりますので特に手続きは必要ありません。ただし、現事業所の指定が平成27年4月1日以降の場合、みなし指定にはなりませんので、指定の手続きが必要です。
2	全般	指定	介護予防・生活支援サービス事業は地域支援事業であるため、指定を受けることができるのは、市内事業所に限りませんか。	市内事業所に限ります。但し、移行期には以下の取り扱いとします。 現行相当のサービス→みなし指定の場合はその有効期間が平成30年3月31日迄となりますので市外の事業所もこの取り扱いの範疇です。それ以降は原則、指定を受けられるのは市内事業所となります。 <u>緩和した基準によるサービス</u> →指定は市内事業所に限ります。
3	通所ミニデイ	人員	人員基準を一時的に満たさない場合、減算対象となるか。	緩和した基準によるサービスでは既に人員の基準を緩和しているため、減算という制度はありません。よって、人員配置をこれ以上、減らした形でのサービス提供はできませんので、一時的に満たない場合は、「休止」とする等の配慮が必要と考えます。
4	通所ミニデイ	人員	緩和した基準によるサービスはサービスの提供時間内において人員が配置されていればよいのか。	よいです。
5	通所ミニデイ	人員	管理者の兼務について同一敷地内の他事業所以外は認められないのか。	認められません。 原則、管理者は専従1以上です。支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事することが可能です。
6	通所ミニデイ	人員	人員基準について一人の職員が管理者、生活相談員、従事者の三職に従事することは可能か。	従事できません。 管理者、生活相談員、従事者とも「専従」での配置です。但し、管理者については支障がない場合は、管理者が生活相談員または従事者を兼務することは可能です。
7	通所ミニデイ	人員	生活相談員及び従事者について併設事業所の職務に従事することは認められないのか。	生活相談員、従事者についてはミニデイ型サービスの提供時間内に他の職務に従事することはできません。

No.	種別		質問	回答
8	通所 ミニデイ	設備	現状の通所介護事業所において施設基準(利用定員1人当たり3平米以上)に照らすと無余地である場合、この事業所では基準緩和サービスは実施できないということか。	実施できません。
9	通所 ミニデイ	設備	「消火設備その他の非常災害に必要な設備」とは具体的に何でしょうか。	消防法では建物の用途、面積により消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務付けられています。建築基準法では建物の用途により防火、避難関係の規定が必要となり、施設の規模により対応が異なりますので、消防署にお問い合わせください。
10	通所 ミニデイ	運営	運動器中心型は機械を使用しない場合の訓練でもよいか。	運動器中心型のサービス内容は、厚生労働省介護予防マニュアル改訂版および愛知県版運動機能向上プログラムに基づくものをベースとした内容を想定しております。
11	通所 ミニデイ	運営	サービスの提供時間が5時間程度になっているがもう少し短い時間で提供することは可能か。	提供時間は「5時間程度」です。
12	通所 ミニデイ	運営	ミニデイ型の個別サービス計画はどの程度のものを考えているか。 生活相談員の任用要件を緩和していることから、計画書の記載内容や評価項目、ケアマネへの報告頻度等を知りたい。	介護予防、生活機能改善を目指して、介護予防の個別サービス計画は介護予防サービス支援計画にならい、通所での個別の援助について示すものですので、現行の様式で作成し、ケアマネとの連携を図ってください。 生活相談員は「生活上の相談にのれる」専門職で要件を拡大しておりますので、期待する役割は現行と変わりません。
13	通所 ミニデイ	運営	サービス提供する利用者を事業所の所在する中学校区の居住者に限定することは可能か。	運営規程の中で、事業の実施地域を明記する必要があります。
14	通所 ミニデイ	運営	通所型サービスを提供した同じ場所において異なる時間帯に介護サービスを行うことは差し支えないか。	通所型のサービス提供時間が5時間程度と示している中で、異なる時間帯に介護サービス(通所介護を想定)を行うことは不可能であると考えられます。
15	通所 ミニデイ	運営	サービス提供時間前後で自主事業を行うことは差し支えないか。	自主事業を行う場合に利用者に当該事業がサービスの対象でない旨を説明し理解を得るとともに当該事業の目的、利用料等をサービス事業の運営規程とは別に定め、会計をサービス事業と区分してください。

No.	種別		質問	回答
16	通所 ミニデイ	運営	基本チェックリストにかからない一般高齢者（利用者の友人など）が自費で参加することは差し支えないか。	事業の運営規程に利用定員を定め、これに基づき人員数が決まります。利用者の安全管理、効果的な事業実施を考慮して自費での受け入れを計画してください。 また、この場合、自費の利用者に当該事業がサービスの対象でない旨を説明し理解を得るとともに当該事業の目的、利用料等をサービス事業の運営規程とは別に定め、会計をサービス事業と区分してください。
17	通所 ミニデイ	運営	入浴提供はなしとなっているが、設備が整っている場合に希望者に対して実費でサービス提供することは可能か。	アセスメントの結果でミニデイ型の利用を選択した場合、「入浴」については保険外のサービスであると捉えます。 実費での提供は可能ですが、同時時間のミニデイ型サービスの提供内容、人員配置等に支障がない様に計画してください。 また、この場合、利用者に入浴がサービスの対象でない旨を説明し理解を得るとともに入浴の目的、利用料等をサービス事業の運営規程とは別に定め、会計をサービス事業と区分してください。
18	訪問 家事援助 型	運営	運営規程等の提出は必要ですか。	家事援助型訪問サービス事業の指定を受ける場合は、運営規程の提出は必要です。指定は12月より申請を予定しております。
19	訪問 家事援助 型	運営	新たに訪問型サービス22（説明会配布資料別表 訪問型サービスの振番）のリハビリ専門職の生活機能改善支援を行う場合は新たに届出が必要となるのでしょうか。また、単価等の加算はあるのでしょうか。	説明会配布資料別表の訪問型サービス22「リハビリ専門職の生活機能改善支援」は「地域リハビリテーション活動支援事業」の一環として実施します。新たな届出は必要ありません。また、加算はありません。
20	訪問 家事援助 型	運営	応募申し込み書はみなし指定の場合にも必要ですか。	今回の応募は「緩和した基準によるサービス 家事援助型訪問サービス」です。 現行相当の介護予防訪問介護のみなし指定は、平成27年3月31日までに県の事業所指定を受けている場合となりますので今回は届出の必要はありません。